|  |
| --- |
| 令和６年第３回本部町議会臨時会会議録 |
| 招集年月日 | 令和６年４月19日 |
| 招集場所 | 本部町議会議場 |
| 開閉会日時及び宣言 | 開　　会 | 令和６年４月19日　　　午前10時03分 |
| 閉　　会 | 令和６年４月19日　　　午前10時50分 |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。　　出　　席　　11　名　　 　　　欠　　席　　１　名　　 　　　欠　　員　　２　名 |
| 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | 出 | ９ | 仲宗根　須磨子 | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | 〃 | 10 | 崎　浜　秀　昭 | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | 〃 | 11 | 比　嘉　由　具 | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | 〃 | 12 | 座間味　栄　純 | 欠 |
| ６ | 欠　　　　員 |  | 13 | 欠　　　　員 |  |
| ７ | 伊良波　　　勤 | 出 | 14 | 具志堅　　　勉 | 出 |
| ８ | 具志堅　正　英 | 〃 | 15 | 松　川　秀　清 | 〃 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　会議録署名議員 |
| 11番 | 比　嘉　由　具 |  | 14番 | 具志堅　　　勉 |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 |
| 町長 | 平　良　武　康 | 副町長 | 上　原　正　史 |
| 教育長 | 喜　納　すえ子 | 住民生活統括監 | 仲宗根　　　章 |
| 産業振興統括監 | 並　里　　　力 | 総務課長 | 宮　城　　　健 |
| 住民課長 | 大　城　尚　子 | 福祉課長 | 渡久地　政　克 |
| 健康づくり推進課長 | 大　濱　兼　愛 | 子育て支援課長 | 有　銘　高　啓 |
| 企画商工観光課長 | 喜　納　政　国 | 建設課長 | 渡久地　　　要 |
| 農林水産課長 | 平安山　良　信 | 上下水道課長 | 知　念　　　毅 |
| 教育委員会事務局長 | 安　里　孝　夫 |  |  |
| ※　本会議に職務のため出席した者 |
| 事務局長 | 崎　原　　　誠 | 主任主事 | 與那嶺　　　卓 |

議　　事　　日　　程

４月19日（金）１日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ |  | 会議録署名議員の指名 |
| ２ |  | 会期の決定の件 |
| ３ |  | 議長諸般の報告 |
| ４ | 議案第26号 | 専決処分の承認を求めることについて（本部町税条例の一部を改正する条例）　　　　　　　　　　　　　（議案説明・審議・採決） |
| ５ | 議案第27号 | 専決処分の承認を求めることについて（本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）　　　　　　　（議案説明・審議・採決） |
| ６ | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて（本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）　　　　　　　（議案説明・審議・採決） |
| ７ | 議案第29号 | 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について〈本部港（渡久地地区）浮桟橋整備工事〉　（議案説明・審議・採決） |
| ８ | 議案第30号 | 令和６年度本部町一般会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ９ | 選挙第１号 | 沖縄県北部医療組合議会議員の選挙 |

○　議長　松川秀清　ただいまから令和６年第３回本部町議会臨時会を開会します。

 開　会（午前10時03分）

　本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元に配りしたとおりでございます。

　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

　本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番　比嘉由具議員及び14番　具志堅　勉議員を指名します。

　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本臨時会の会期は、本日４月19日限りの１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって会期は、本日４月19日限りの１日間に決定しました。

　日程第３．議長諸般の報告を行います。

　令和６年３月26日付で喜納政樹議員から一身上の都合により、議員の辞職願が議長にありました。辞職願は議会を閉会中でありますので、地方自治法第126条の規定に基づき、議長により３月31日付で辞職を許可しました。また議員辞職に伴い、議員運営委員の欠員を補充する必要が生じましたので、地方自治法第109条第９号及び委員会条例第７条第４項の規定により、４月17日松田大輔議員を議員運営委員に任命することを報告します。

　これで議長の諸般の報告を終わります。

　日程第４．議案第26号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。町長

○　町長　平良武康　おはようございます。議案を提案する前に、一言お願いさせてください。先ほど、４月１日付で新しく課長になりましたことで、課長の皆さんからの挨拶がありましたけれども、新しくまた心機一転、執行体制強化に向けて邁進していきたいと思っておりますので、また引き続き議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

　それでは議案を提案いたします。令和６年第３回本部町議会臨時会におきまして、５件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の承認議案が３件、工事請負変更契約に関する議案が１件、令和６年度補正予算議案が１件となっております。

　説明に当たりましては、副町長、教育長、担当統括監並びに担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　休憩します。 休　憩（午前10時08分）

　再開します。 再　開（午前10時09分）

　住民課長。

○　住民課長　大城尚子　議案第26号　専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和６年４月19日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、本部町税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

　次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。本部町税条例の一部を改正する条例の制定について。令和６年３月30日、本部町長　平良武康。

　次のページから11ページまでが一部改正条例となっております。次ページから23ページに参考資料を、１で新旧対照表のほうを添付しております。

　一番最後のページ、議案第26号参考資料②のほうでご説明させていただきます。参考資料②のほうをお開きください。本部町税条例の主な改正点、趣旨につきましては、提案理由と一緒となっております。主な改正点１点目に、住民税・固定資産税の職権による減免を可能をする規定ついて。災害等の増加状況を受けて減免を受ける側の負担軽減を行うこととしております。

　２点目に、令和６年分町民税について行う定額減税について、個人住民税所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき１万円の減税を実施いたします。

　３点目に、その他としまして、今回の法改正に伴う条項等のずれを整理しております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第26号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第26号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

　日程第５．議案第27号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　大濱兼愛　議案第27号　専決処分の承認を求めることについて。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和６年４月19日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月30日に公布され、４月１日に施行されたことに伴い、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

　１ページをおめくりください。専決処分書。地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和６年３月30日、本部町長　平良武康。

　次のページに条例の改正を載せております。

　続きまして２ページから５ページまでが新旧対照表となっております。

　６ページ目をお開きください。参考資料②をもって説明いたします。今回改正の内容としまして大きく２点ございます。１点目が、保険税の課税限度額の引上げでございます。こちらは、改正前が上限限度額が104万円でございましたが、改正後２万円引上げいたしまして合計で106万円の限度額となっております。こちらに対して影響額といたしまして、対象世帯が32世帯、影響額として57万5,692円となっております。

　２点目は、保険税の軽減措置の拡充でございます。今回、国民健康保険税の軽減を区分が３区分ございますが、保険税の５割軽減される方と、２割軽減される方について拡充が行われております。５割軽減につきましては、被保険者数に掛ける基準額が29万円から29万5,000円と、5,000円の増額となっております。２割軽減を受ける世帯につきましては、被保険者数に掛ける基準額が53万5,000円から54万5,000円と１万円の増額となっております。この改正に伴う影響額といたしまして、一番下のほうにございますが、今まで軽減を受けていなかった世帯について２割の軽減を受けることになる世帯が７世帯、13人、金額といたしまして11万5,900円。一番下になりますが、現在２割軽減を受けている方が５割軽減を受ける対象となる世帯が４世帯、合計６名、金額といたしまして11万9,062円が影響額となっております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第27号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第27号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

　日程第６．議案第28号　専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第28号を説明いたします。

　専決処分の承認を求めることについて。本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和６年４月19日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が令和６年３月29日に公布され、４月１日に施行されたことに伴い、本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

　次のページをお開きお願いいたします。専決処分書。地方自治法第179条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。本部町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和６年３月30日、本部町長　平良武康。

　次のページが条例の改正内容となっております。最後のページをめくりいただきまして、議案第28号の参考資料、新旧対照表を添付しておりますのでお開き願います。現行、第４条６号に関しまして、下線部、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者の下線部の厚生労働大臣が、改正案では国土交通大臣及び環境大臣に移管されるというものの内容となっております。以上、議案第28号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第28号　専決処分の承認を求めることについてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第28号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

　日程第７．議案第29号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　それでは議案第29号についてご説明いたします。

　まず議案を説明する前に、議長と事務局の許可を得ておりますので、一部配付した資料の誤字の訂正をお願いいたします。

　議案１枚をおめくりください。２ページ目ですね。議案第29号資料、変更箇所対照表をご覧ください。この表の左から２番目、種別の下のほうですね。係留杭Ｅの部分をご覧ください。Ｌ21.5メートルとあります表記を21.0メートルに修正のほうをお願いします。大変申し訳ございませんでした。係留杭Ｅの長さが21.5を21.0に訂正のほうをよろしくお願いします。

　それでは説明に入らせてください。議案第29号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について。令和５年第８回本部町議会（定例会）の議案第72号の議決を経て工事請負契約を締結した本部港（渡久地地区）浮桟橋整備工事について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。記、契約金額を「４億5,210万円」から「４億5,737万100円」へ変更すること。令和６年４月19日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、工事の変更設計に伴う変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

　議案の説明につきましては、本日お配りしましたＡ３版の資料をご覧ください。今回の工事費の増額につきましては、浮桟橋を固定する係留杭の施工方法の変更に伴うものでございます。係留杭は全部で14本あります。このうち色を付けている10本の係留杭の打設の方法が変更になります。例えば赤い係留杭とか緑の係留杭、黄色の部分とありますが、14本のうち10本の係留杭の施工方法が変わるということであります。色の違いにつきましは、この係留杭の厚み、長さで色を変えております。詳細につきましては次のページをご覧ください。

　これは係留杭の標準値となっておりまして、それぞれ係留杭のＡ、Ｂ、Ｃで長さが変わってきております。ＡからＣにつきましては、陸側に打設する杭になります。下の部分ですね。ＤからＦにつきましては、沖側に打設する部分になります。これは地盤の支持層によって長さが変わっているものであります。

　続きまして施工方法についてご説明したいと思います。今回この色が付いている10か所につきましては、地盤が固いということで係留杭の打設についてはウォータジェットとバイブロハンマを併用した方法で係留杭を打つこととなっております。バイブロハンマというのは、係留杭を上から振動を与えて杭を打ち込んでいく。地盤が固いものですから、それにウォータジェットということでパイプを付けて水圧も入れて硬い岩を掘削していくという方法となっております。そのような方法で打ち込んでいきます。

　最初で配付している資料をご覧ください。議案の３枚目についている資料なんですが、このカラーでＡ３の打設方法というものをつけてありますけれども、これをご覧ください。上が当初の方法となっておりまして、当初は係留杭１本にこのウォータジェットの機材を取り付けたものを１本準備しまして、これで先に下に穴を開けるという方法で穴を開けて、その開いた穴に係留杭をバイブロハンマで打ち込んでいくという方法を採用しておりました。１本のウォータジェットバイブのパイプを準備して、それで下に穴を開けた後に普通の杭をバイブロハンマで打ち込む、そういう方法を当初は予定しておりました。変更の方法では、10本の杭全てにウォータジェットの機材を取り付けて、１回の打設で係留杭を打ち込む方法を採用しております。今回この係留杭の施工方法の変更に至った経緯についてでありますが、今回現場を調査した結果、地盤が琉球石灰岩となっておりまして、ウォータジェットとバイブロハンマを併用した方法で係留杭を打ち込む際に、この杭が破損したり、ウォータジェットの機材が破損する恐れがあるということが想定されました。仮に破損した場合には、新たな杭を準備したり、このウォータジェットの機材を発注してまた加工する、そういったことで多額な費用がかかる、期間もかかるということが分かったために、今回このような変更に至ったものであります。説明は以上です。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第29号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第29号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

　日程第８．議案第30号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○　総務課長　宮城　建　議案第30号の説明をいたします。

　令和６年度本部町一般会計補正予算について。令和６年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年４月19日提出、本部町長　平良武康。

　次の次のページをお願いいたします。令和６年度本部町一般会計補正予算（第１号）。令和６年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ１億4,607万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億5,905万2,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

　事業の説明は事項別明細書をもちまして説明いたします。事項別明細書の歳出４ページ、５ページをお願いいたします。２款総務費でございます。５目財産管理費、５ページの上段、コミュニティ助成事業の下、備品購入費1,296万5,000円。内容といたしましては、バリアフリー対応のマイクロバス購入費用となります。車椅子のスペースが２台分、それからその他の定員が21名で計23名の乗車定員となるバリアフリー対応のマイクロバスになります。財源につきましては、宝くじの社会貢献広報事業の一環として1,000万円の助成がございます。

　次に公課費、重量税の下の６目企画費になります。企画費、委託料、上本部飛行場跡地の利活用に関する基礎調査業務委託料49万5,000円であります。内容につきましては、定住促進を図るため、上本部飛行場の利活用に係る基礎調査を実施するための委託料となっております。

　次にその下のもとぶオアシス整備事業基本設計業務委託、429万9,000円であります。内容といたしましては、大浜の多目的広場に新しいにぎわいの拠点を整備するための委託料となっております。交通の結節点や物産の販売、防災機能を備えた新たな拠点づくりのための基本設計業務委託となっております。

　次にその下のコミュニティ助成事業。負担金補助及び交付金、一般コミュニティ助成事業として250万円、これは大浜行政区に対して、コミュニティ活動に必要な設備に係る経費を助成する内容で、コイン式天吊型のクーラーを設置する費用となっております。

　次にその下の地域活性化事業、地域おこし協力隊815万7,000円は、地域おこし協力隊の制度を活用し、移住・定住事業の促進、それからふるさと納税に関する業務を担うため、２名を雇用するための費用となっております。この事業に係る経費は特別交付税で措置されております。

　ページをめくりまして、８ページ、９ページをお願いいたします。２款総務費、２項徴税費、２目賦課徴収費でございます。９ページの上段、賦課徴収費委託料、定額減税対応システム改修委託料196万8,000円でございます。こちらは令和６年度の税制改正によるもので、個人住民税の定額減税に係るシステム改修の委託料となっております。

　次にページをめくりまして、10ページ、11ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費でございます。11ページの上段、１低所得者支援及び定額減税補足給付金事業（Ｒ５均等割課税）6,491万6,000円でございます。こちらは均等割のみの課税世帯に対し、一世帯当たり10万円を給付するものとなっております。ちょうど中段辺りの委託料のほうをご覧ください。委託料としてシステム改修に係る委託料286万7,000円と、その下の負担金補助及び交付金、低所得者支援給付金（Ｒ５均等割課税）5,790万円でございます。給付対象者579世帯へ10万円を給付するものとなっております。

　その下の２低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、こども加算として4,259万2,000円でございます。こちらは住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、18歳以下児童１人当たり５万円を給付するものとなっております。

　下から４段目になります。委託料としてシステム改修に係る委託料282万2,000円。その下の負担金補助及び交付金、低所得者支援給付金（こども加算）3,935万円となっており、給付対象者18歳以下の児童787人へ５万円を給付するものとなっております。

　次にページをめくりまして、12ページ、13ページをお願いいたします。７款商工費、３目観光振興費でございます。13ページの上段、地域魅力化事業（地域おこし協力隊）815万7,000円でございます。先ほども企画費で同じような内容を説明させていただきましたが、地域おこし協力隊制度を活用し、海洋まつり、それから桜まつり、観光イベント、物産イベント、ＳＮＳ情報発信などに携わる２名を雇用するための費用となっております。この事業に係る経費も特別交付税で措置されます。以上で歳出の説明を終わります。歳入につきましては、各歳出の事業で説明をしました交付金、交付税、補助金を予算化しているところでございます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。11番　比嘉由具議員。

○　11番　比嘉由具　５ページの旧上本部飛行場跡地の利活用についてですが、これは町有地だけなのか、それとも旧上本部飛行場全体を指しているのか、ちょっと説明をお願いします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　喜納政国　ご説明いたします。

　上本部飛行場の利活用に関する基礎調査業務ですけれども、町有地だけではなく、全体的な利活用について調査していきたいと考えております。

○　議長　松川秀清　ほかにございませんか。町長。

○　町長　平良武康　比嘉議員のほうに補足いたしますけれども、254ヘクタールあるんですね。旧上本部飛行場跡地となったときにありますけれども、ご存じのとおりＰ３Ｃ基地として国の防衛のほうが断念した31ヘクタールあります。真ん中のほうに。今なお滑走路が残っているところですね。その31ヘクタールの利活用を中心に考えて、展望としてはその活用に併せながら全体に波及できるようなイメージを考えているというようなところでございます。

○　議長　松川秀清　11番　比嘉由具議員。

○　11番　比嘉由具　今町長からあった旧上本部飛行場はもう返還されて非常に長くて、今まで何もされていない。今町長が言ったように、それに向けて動くというのが非常にいいことですので、ぜひ早めにできるような方法で利活用してもらいたいと思います。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。したがって質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論はないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第30号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第30号　令和６年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　休憩します。 休　憩（午前10時45分）

　再開します。 再　開（午前10時48分）

　日程第９．選挙第１号　沖縄県北部医療組合議会議員の選挙を行います。

　お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

　お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

　北部医療組合議会議員に山川　竜議員を指名します。

　お諮りします。ただいま議長が指名しました山川　竜議員を沖縄県北部医療組合議会議員に選挙の当選人と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがってただいま指名しました山川　竜議員が沖縄県北部医療組合議会議員に当選されました。

　ただいま沖縄県北部医療組合議会議員に当選されました山川　竜議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

　議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和６年第３回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

　本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

　これで本日の会議を閉じます。

　令和６年第３回本部町議会臨時会を閉会します。 閉　会（午前10時50分）

　地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

　令和　年　月　日

本部町議会議長　松　川　秀　清

本部町議会議員　比　嘉　由　具

本部町議会議員　具志堅　　　勉